

[事案 30-192] 手術給付金支払請求

・平成 31 年 4 月 26 日 和解成立

<事案の概要>

約款に定める手術に該当しないとして支払いを拒否されたことを不服として、手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

歯周病により手術を受けたので、平成 7 年 6 月に契約した医療保険の手術特約にもとづき、手術給付金の支払いを請求したところ、除外規定（歯・歯肉の処置に伴うもの）に該当するという理由で不支払いとなった。しかし、以下の理由により、手術給付金を支払ってほしい。

- (1) 過去に複数回、同内容の手術について手術給付金が支払われている。約款の変更が無いにも関わらず、同一手術について今回支払われないのはおかしい。
- (2) 上記について、保険会社に数回質問したが、誠実な回答がない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款上、「歯・歯肉の処置に伴う」手術は手術給付金の支払対象から除外される。歯周病等の治療として実施される手術の一般的な症例は、「歯・歯肉の処置に伴うもの」に該当するところ、本手術は歯周病の治療を目的として行われたものであり、手術給付金の支払対象とならない。
- (2) 過去の同一手術については誤って給付金を支払ったものであり、本来は支払対象外であった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、給付金請求時の事情等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。